

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により次の大規模小売店舗の廃止の届出がありました。

令和八年三月十七日

奈良県知事 山下 真

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ天理

所在地 天理市岩室町七三一 一番地ほか十六筆